変更前の名称
　株式会社ＤＤＲ
変更後の名称
　株式会社ｗａｋａｉ
変更年月日
　令和八年一月三十日

○外務省告示第百十四号

　令和八年三月四日にアンタナナリボで、トアマシナ市における電力アクセス改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマダガスカル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　トアマシナ市における電力アクセス改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十五億三千六百万円
3　贈与の供与期限　令和十三年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　戸島仁嗣在マダガスカル大使
マダガスカル側　クリスティーン・ラザナマハソア外務大臣

　令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百十五号

　令和八年三月六日にアディスアベバで、コンゴ民主共和国、ナイジェリア連邦共和国及び南スーダン共和国における加速学習プログラムを通じた非就学児童の正規教育参加促進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合教育科学文化機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　加速学習プログラムを通じた非就学児童の正規教育参加促進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億千百万円
3　署名者
日　本　側　関口昇アフリカ連合日本政府代表部大使
国際連合教育科学文化機関側　クェンテイン・ウォドン　アフリカ地域能力開発国際研究所代表

　令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百十六号

　令和七年十二月四日にキシナウで、モルドバ公共テレビ・ラジオ局テレビ番組制作機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルドバ共和国政府との間に行われた。

　この交換公文は、令和八年三月五日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　モルドバ公共テレビ・ラジオ局テレビ番組制作機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　一億九千二百万円
3　贈与の供与期限　令和十一年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　山田洋一郎在モルドバ大使
モルドバ側　セルゲイ・ミホフ外務次官

　令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百十七号

　令和八年三月二日にダッカで、バングラデシュ人民共和国における南東部におけるミャンマーからの避難民のための複合的な人道支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　南東部におけるミャンマーからの避難民のための複合的な人道支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億二千六万二千円
3　署名者
日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使
国際連合児童基金側　ラナ・フラワーズ在バングラデシュ事務所代表

　令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百十八号

　令和八年三月三日にダッカで、バングラデシュ人民共和国における南東部におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための災害に対する強靱性強化及び生活環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　南東部におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための災害に対する強靱性強化及び生活環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億円
3　署名者
日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使
国際移住機関側　ジュゼッペ・ロプレーテ在バングラデシュ事務所代表代行

　令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

○国土交通省告示第五百五号

　既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第三百十八号の一部を次のように改正する。

　令和八年四月一日

国土交通大臣　金子　恭之

　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一）～（八）　（略）	（一）～（八）　（略）
（九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　中島　正夫、濱崎　仁、山中誠一郎、阿部　弘明、神保　勲、田中　克之、加藤　剣、平山　貴士	（九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　中島　正夫、濱崎　仁、山中誠一郎、阿部　弘明、神保　勲、田中　克之、大石　佳知、加藤　剣

附　則

　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百六号

　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条第五項の規定により、次の機関の行う講習を監理技術者講習として登録したので、同法第二十六条の二十三第一号の規定により、公示する。

　令和八年四月一日

国土交通大臣　金子　恭之

(一)　登録年月日　令和八年四月一日
(二)　登録番号　13
(三)　氏名又は名称　株式会社総合資格学院法定講習センター
(四)　住所　東京都新宿区西新宿一丁目6番1号
(五)　法人である場合の代表者の氏名　網中　啓人
(六)　講習業務を行う事務所の所在地　東京都新宿区西新宿一丁目6番1号

○国土交通省告示第五百七号

　昭和六十三年建設省告示第二千四百五十八号をもって公示した大分川ダムの建設に関する基本計画に基づいて実施した大分川水系のななせダム（建設完了時において大分川ダムから名称変更）の建設は、令和八年三月三十一日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。

　令和八年四月一日

国土交通大臣　金子　恭之

○国土交通省告示第五百八号

　道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の規定に基づき、指定都道府県等を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

　令和八年四月一日

国土交通大臣　金子　恭之

指定する市区町村　静岡県静岡市

○防衛省告示第九十五号

　海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

　令和八年四月一日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月六日から同月十日までの間、毎日〇七〇〇から一九〇〇まで
区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒